

第七回
参議院水産委員会會議錄
第十三号

昭和二十五年四月十日(月曜)午後二時
十一分開會

本日の會議に付した事件

○漁港法案(衆議院提出)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。公報に載せて置きましたように、漁港法案を議題に供します。提案の理由の説明を求めます。

○衆議院議員(川村喜八郎君)

関する問題は、多年我々が完璧を期すためには日本の漁業と脱み合せて、或いは日本の経済力と脱み合せて修築をいたしまして、生産の増強と日本経済に寄與しなければならん、かような考えの下に幾多研究をして参つたのであります。御承知の通り日本の漁業は、戦争において、戦争のために漁船は全く破壊されて、今は、或いは施設は全く破壊されて、今後はこのままに放置するならば、漁業の進展を阻害するばかりでなく、日本の経済に及ぼす影響、日本の食糧問題に及ぼす影響は誠に甚大なのであります。幸いに終戦後漁船に限つてはやや戦前に復し、而もその数も船型も相當拡大されましたので、今後資材と資本によつて幾分戦前に近いまでに進展することができると思ふのでありますけれども、これらの操業基地となるところの漁港は全く開却されて、而も無計画にその地方の要望は全く相容れられず、官僚独善的な考え方や、或いは地方の権力者の支配によつて、御都合主義の漁港を作つて、いるというような

ものばかりであつて、實際の日本の漁業、或いは今後伸びゆく日本の漁業には完全役立つところの漁港というものは不足なのであります。従つて我々水産業委員の責任といたしまして、一日も早くこの問題を解決つけますには、何といたしまして法を制定して、その法に基いて予算の裏付をし、あらゆる技術、あらゆる知識を集中いたしまして、漁港の完璧を期して、日本の漁業の進展と、日本の経済の発展を図らなければならん、かような次第から、我々が第四回国会から研究をして参つたのであります。そこで衆議院の十二月二十二日に、漁港法案を議員提出にしようという委員会に議が高まりまして、いろいろ協議をいたしました結果、満場一致、今期国会に議員提出としようということに賛成を得たのであります。そこで私がその議の発端者といつたしまして、小委員長に任命されまして、当参議院の水産常任委員会の委員長並びに専門員の方にも御相談いたしまして、応援を得ることになつたのであります。そうしたよう

折衝を重ねて、慎重に審議をして参つたのでありますが、何しろこの法案を制定いたしますには、大蔵省の關係もあり、建設省の關係もあり、運輸省の關係もあり、又法案の作成については關係方面とのいろ／＼な折衝がありましたので、非常に時間がかかりましたが、その間多少の修正を加へつつ、關係方面その他各省等に折衝をして参りまして、三月一日の小委員会におきまして、第二次案を作成いたしましたので、これを英訳をいたしまして、關係方面に提出しましたところ、三月二十二日付で文書を以て十項目に亘る御意見がありましたから、小委員会では事務當局並びに法制局とも協議をいたしまして、法案の内容を整備し、第三次案の作成を得たのであります。これを更に修正した分を英訳いたしましたので、關係方面に提出いたしましたところ、三月二十八日に關係方面から了解がありまして、同日の三十日午後三時頃に本案に対する完全な御承認を得たのであります。十項目に亘る關係方面の意見に對しましては、あとで御説明を申上げることになります。

本案の内容について大要を申し上げますと、第一に漁港法の目的であります。漁港法は漁港を整備し、その維持管理を適正にして、水産業の発達を図り、国民生活の安定と国民経済の発展に寄與することを目的とすることにいたしましたのであります。

第二には港灣法との調整を図るために港灣法は漁港の区域には適用をしない

ということにすることにいたしました。それから漁港の定義及び漁港の区域は漁港法で定めることにしたのであります。港湾法の漁港区に対する特別の規則については漁港法で規定することにいたしましたのであります。

第三には漁港の指定であります。農林大臣は、漁港審議会の議を経て、且つ都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類、及び区域を定めて漁港の指定を行うことにいたしました。指定に際しましては、漁港の区域については運輸大臣に協議し、河川の区域と重複する場合には河川管理者に協議をすることにいたしました。

第四には、漁港の種類、漁港の種類はその利用範囲から見て、第一種から第四種までの四種類に分けたのであります。

第五には漁港施設、漁港施設はその施設の種類、用途等に依り基本施設、機能施設の二種類として、各施設の内容を明確にすることにいたしましたのであります。

第六には漁港審議会。漁港に関する重要事項を調査審議するために漁港審議会を設けることにいたしました。漁港審議会は一定の事項を調査審議するの外、漁港に関する事項につき関係行政庁に対し意見を提出することができる。

す。その組織は法案に盛られた通り、九人のうち一人は水産庁長官、八人は内閣総理大臣が国会の承認、即ち衆議院、参議院の承認を経て任命することにしたのであります。

第七に、漁港の整備計画、農林大臣は漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経、内閣はこれを国会に提出して、その承認を受けなければならないこととしたのであります。若し農林大臣又は内閣が漁港審議会の意見を採択することができない場合は、漁港審議会の意見を添えて、それと閣議又は国会に提出しなければならないこと

とにしたのであります。内閣は、毎年度国の財政の許す範囲内において、漁港整備計画を実施するために必要な経費を計上しなければならぬことにいたしましたのであります。勿論最後の決定権は即ち国会にあるようにし法案の内容がなつておるのでございます。

第八には、漁港修築事業の施行者及び許可についてであります。漁港整備計画に基く漁港修築事業の施行者は、国地方公共団体、即ち都道府県、市町村又は水産業協同組合とし、国以外の諸施設が行する場合には農林大臣の許可を受けなければならないことにいたしましたのであります。

第九には、漁港修築事業費の負担であります。国が漁港修築事業を施行する場合には政令で定める基準に従い、その事業に要する費用の一部を漁港管理者に負担させることができますように

したのであります。国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港における基本施設を修築する場合に、それに要する費用のうち、左の区分により定める割合を国において負担することにいたしましたのであります。第三種漁港、北海道百分の六十、その他の地方百分の五十、第四種漁港、北海道百分の八十、その他の地方百分の七十五又は百分の六十、国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港における基本施設を修築する場合に、それに必要な費用のうち、国は左の区分により定める割合を修築事業の施行者に補助することにいたしましたのであります。第一種漁港、北海道百分の六十、その他の地方百分の四十、第二種漁港、北海道百分の六十、その他の地方百分の四十、国以外の者が行う機能施設については政令で定める基準に従い、予算の範囲内で、その費用の一部は国が補助することができるようになりましたのであります。

第十には、漁港の管理者、漁港の維持保全、運営その他漁港の維持管理の適正を図るため、農林大臣は漁港審議会の議を経て定める基準に従い、且つ関係都道府県知事の意見を徴して、地方公共団体又は水産業協同組合を漁港管理官に指定することにしたしたのであります。漁港管理官は漁港管理計画及び漁港管理規程を定め、これに従い漁港維持管理を行う責に任ずることにしたのであります。漁港管理官は漁港の維持管理の費用に充てるため、利用の対価を徴収することができることにいたしましたのであります。この場合特に申上げて置きますことは、漁港管理会を置かなければならないことになつておりますが、水産業協同組合は、

協同組合として一つの水産に関するすべての行政事項等を扱つて執行機関となつておるのでありますから、特に管理会を置かなければならないといういわゆる決定的のものでないものでありまして、置くこともできるし、必要に応じては置きますが、必要がなければ協同組合みずから管理官となるようにしたのであります。

第十一には、漁港管理会、漁港の維持管理に関する重要な事項を調査審議させるため、原則として漁港管理会を設けなければならぬことにいたしましたのであります。その委員は、漁業者の互選する者及び地方公共団体の長が推薦する者から管理者が任命する者としたのであります。この組織及び内容については法案に詳細に織込んであります。

第十二には、土地水面等の使用、収用を定めました。漁港修築事業の施行及び漁港の維持管理のため必要な最小限度において、土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに関する権利を使用し、又は収用し得る方法を定めたのであります。

第十三には、漁港施設の処分の制限、漁港管理計画又は漁港管理規程によつてする場合を除き漁港施設の所有者又は占有者に対して、その施設の譲渡、賃貸その他処分について権限を設けたのであります。

第十四には、漁港の保全、漁港管理計画、又は漁港管理規程によつてする場合を除く、漁港の保全のために必要な措置を講じたのであります。

第十五には、運輸大臣に対する協議、漁港の区域内における施設については、農林大臣が許可、認可又は命令

をする場合、運輸の用に重大な関係があるときは運輸大臣に協議することとしたのであります。詳細の内容につきましては、法案に全部盛り込まれておりますから、後程審議に當つては十分研究をして頂きたいのであります。

そこでこの法案の内容で一番問題になりましたのは補助率の問題であつたのであります。私が考えました、あの国の財政の許す範囲というところ、たゞ漠としておりまして、又確定的でないものであります。更にこの案では北海道と内地方面との補助の比率が非常に變つてゐることでありまして、我々衆議院の水産常任委員会におきまして、補助率は平等でよろしいといふような意見もあつたのであります。

私は北海道の出身者といつたし、私は北海道に有利な補助率の條件となつてゐることは、誠にそれは北海道人としては好ましいことでありまして、これは平等にしろといふことを主張したのであります。ただ北海道には未開発の漁田が、これに一〇〇%の国庫負担で行くべきであるけれども、その他は内地北海道同一な補助率で行くべきであるという意見を主張したのであります。

けれども、遺憾ながら私の力の及ばなかつたために、さうな法案に盛られたやうな、つまり補助率の非常に大きな差ができたといふことが一つと、先程申上げました、この法案について関係方面の十項目に亘るところの意見の内容にも、実は北海道のごとき未開発の地方においては、大きな国庫負担の補

助率を與えるように、こういうふうにせよといふことが言われた点もありましたので、私の主張も通らなかつたやうなわけでありますから、御了承を願ひたいのであります。

尚、第二次案に対する関係方面からの意見は、今更ここで詳細に説明するまでもないのでありますけれども、これを總括的にいつて申上げますならば、この法案、第二次案であります。第二次案の場合には余りに農林大臣の権限が大き過ぎる、これは漁港は地方のものであるから、もう少し地方の意見を取入れるようにしなければならぬといふことの前提におきまして、十項目の意見が参つたのであります。

そのうち一番大きな問題をここで取上げますといふと、第十七條であります。第十七條の第二次案には、それぞれ農林大臣の権限で許可、認可は独占的にし得るようになっておつたのであります。修正案、つまり第三次案では、漁港審議会の意見を採択し、そうして保障を與えるようにしろ、次に、農林大臣がその意見を採択しないときは、漁港審議会の意見は農林大臣の意見を付して、それ、内閣及び国会に提出しなくてはならないといふのはつきり保障しろといふやうなことも言われましたし、先程申上げた補助の点においても、内地と北海道とは差を付ける。それから第三種及び第四種は第二種よりも少し高率にしろといふやうなことも言われて参つたのであります。

それから第二次案では公聴会のことには触れなかつたのであります。というのは、この漁港に関する限りは地方的のものであるから、余りに公聴会の必要はないのじやないかといふことを我

私も考えましたし、他の法案でも随分公聴会を開いてすべてのことを決定しておるやうであります。余り公聴会といふといふものの効果も大してないといふので、大してということとは断定できませんけれども、余りにこの法案に対しては効果がない。ただ問題は議員の罷免とか、或いは任命について云々と言つたやうな僅かな問題を考えたので、公聴会の必要はないと思つたのであります。やはり役員は公聴会を開いて決定する方がよいのじやないか、といふたやうなことも参つたのであります。

それから漁港管理会は、主として地方的の意味であるから、内閣の余り干渉を受けることがないように地方的の選挙として行なつた方がよい。地方自治法及び衆議院議員の選挙法を参照すると、いつたやうなことで、この意味は大體地方的のもので、漁民の意思を十分反映するやうな制度にして選挙を行なつた方がよい、委員を出した方がよいといふことであります。

それから国会は国権の最高機関であつて、唯一の立法機関であるから、條項に抵触する問題は、この憲法の規定は解釈上關係に対する過度の権限の委任を禁止するに於いて、地方がよいのじやないかといふたやうな意見もあつたのであります。

それからこの法案は、大體漁港に関する限り農林大臣の殆んど絶対的な権限を規定してあるが、余りに農林大臣に権限を與えることが好ましくない。地方の漁港管理会が命令又は規則に違反した場合は、如何なる場合でも大臣は該管理者の義務を遂行し、又如何な

ておられない。いわゆるこれ／＼はこういうような罪を與えると、つまり刑罰に附するところの條項が確立しておらないというようない意見もあつたのでありますが、その意見がありました關係士罰則というものについては余り嚴重なものを我々が付けなかつたのであります。以上のような次第で、この意見の内容の大綱というものは余りに農林大臣や閣僚に支配されることなく、地方の漁民の意思を十分取上げられるように、而も最終の決定権は国会で持つようにした方がよいというような意見であつたのであります。そうしたよ

うな意見も十分取入れて、本法案を作成し、先程申し上げましたように、各省並びに関係方面等の折衝を終えまして去る土曜日の八日に衆議院の本次会议に上程したところ、皆さんの御協賛によつて衆議院は通過したような次第であります。以上簡単に御報告申上げて置きます。

○委員長(木下辰雄君) 只今發議者の方から詳しく説明がありました。先ず逐條審議の前に總體的な御質問がありましたらお願いします。

御質問がありませんければ、第一章から、逐條に審議いたしたいと思ひます。第一章第一條、二條、三條、四條について、川村さんから御説明願ひます、

○衆議院議員(川村善八郎君) 大体法案の内容に対する意味のことは私から

御承知の通り、第一章の総則は第一條から第四條までになつておりまして法律の目的、漁港の意義、漁港の修築の意義等が載せられております。そこでこの第一條の目的は先程御説明した中に織込んでおります。第二條の問題は「この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第五條第一項の規定により指定されたものをいう。」というふうに、先ず総括的に謳つております。これはあとで第五條のところで御説明申上げたいと思ひます。

第三條には漁港の意義であります。ここに沢山説明してありまして、一、基本施設、イロハと三つに分けて、「外かく施設、けい留施設、水域施設」、これらは基本施設ということに相成つております。そこで基本施設もまたその他のものを加えたかつたのでありますけれども、いろいろ「関係各省との折

衡の結果、この三つに対し、下に示されておるような、このものを存設しようという、それから二に機能施設、一に輸送施設、口は航行補助施設、ハは

漁港施設用地、ニ漁船漁具保全施設、ホ補給施設、（漁獲物の処理、保蔵及び加工施設、ト漁業用通信施設、チ漁船船員厚生施設、リ漁港管理施設、こいろいろものが機能施設として、この二

つの施設に分けたような次第であります。先程御説明申し上げましたようにこ

第四條は、漁港の修築事業の意義であります。即ち「この法律で「漁港修築業」とは、第十七條第一項の漁港

の整備計画に基いて行ふ港渚施設の築、増築改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壞の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止、その他漁港の整備を図るための事業をいう。」と、かように定めたようなわけであります。特にこの際申上げて置きますことは、修築ということに相成つておりますけれども、災害の問題等は別にこれを定めて、やはり補助或いは国の負担をして貰うと、かようになつておるのでございます。

○委員長(木下辰雄君) 第一章の四ヶ條に対して御質問がありましたらお願いいたします……。御質問がありませんければ、第二章に移ります。

○衆議院議員(川村善八郎君) 第二章は、漁港の指定でありまして、第五條から第六條の二項になつております。漁港の指定と、漁港の種類、かように規定してあるのであります。

第五條に、「農林大臣は、漁港審議会の議を経、且つ関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び

区域を定めて漁港の指定を行う。以下第二項、第三項、第四項、第五項にそれ／＼その内容を謳つておるのであります。第六條に、漁港の種類を規定してありますが、先程も御説明申上げましたように、第一種から第四種となつておりますが、第一種の漁港は、その利用の範圍が地元の漁業を主とするも、こうしたような意味から申しまし

と、いわゆる地元の漁民が利用するただ單なる漁港よりも、もう少し広い地方的な意義を以て利用されるもの、而も第三種の漁港、即ち都道府県ばかりでなく、その利用範圍が全国的なものになるものよりも小さいもの、こういうふうな意味で、第三種と第一種の間の漁港と、こうしたようなことに規定したのでございます。第三種漁港は、全国的に利用するもの、第四種は、離島のその他辺陲の地にあつて漁場の開発又は漁船の避難港に利用するといつたようなものが第四種の漁港になつてお

る、かように規定したのであります。○委員長(木下辰雄君) 第二章について御質問がありましたらお願いいたします。○田中信儀君 第三種の漁港は、その利用範囲が全国的なものです、これにつきましては、運輸省の方で相当改修事業をやつておるといふようなこと

とあるようですが、この関係にとりか
りますか。

○説明員(林眞治君) 大体この漁港法
を制定いたしました当初におきまして
は、漁港と漁業との関係とをとりか
すので、運輸大臣に是非大臣から折衝
り決めまして、そこで区域をはつき
り決めまして、指定を行なつておる、
こういうことになつておりますので、
実面上は支障なくやつて行なうものと

一般漁港と漁港との区别をなすところか
という問題につきましては、御承知の
ように、従前は只今までのところ、港
灣全体に対して、広い意味の港灣に対
していわゆる基礎法がないものでもす
か、従つて二條則に基き、三條に言ひ
を加上るに困難なやうな行はれたこと
が、

考えておりました。

○田中信義君 この第三種漁港の指定
のために、運輸省で仕事をしないとい
うような心配はありませんね。

○岩間見（木島台吉） これはまあ尋常

（註）従つて従前は「お便宜主筆」と言いますか、その場合々々によりまして、

應只今仕事をしております関係とか計画されております仕事につきましましては、従前通りやつて行く、こういうことに話合ひの上で、なろうかと思ひますが、或いは併し区域がはつきり限定されました場合には、仕事を一応一定限度で打ち切らして、あとは漁港として引継いでやるという事態が出て来るかも知れません。個々の問題によりまして、これは具体的に処理して行くべき問題だと思ひます。

○尾形六郎兵衛君 ちよつと具体的に林さんに聞いて見たいんだが、例えば山形県においては殆んど全部船溜で、それで加茂港だけが漁港で、その加茂港は漁業の目的に使うのであるが、まあ毎年運輸省で事業をしておる。こういうものは今後どういふふうになるだろう。或いは一、二、三、の漁港の指定のうち、どれに当嵌まることになるだろうか。そのことを一つ具体的問題になるが、御答弁を願ひたい。

○説明員(林眞治君) 加茂港は指定の問題から申上げますと、具体的にはこれはまあ基礎資料がはつきりしませんことですが、第二種になるだろうと考へます。そうしてこの前段のお話の運輸省との関係でございますが、これは原則論といたしまして、漁港に指定をされました場合には、一応建前といたしましては運輸大臣の手を離れて、すべて農林大臣の所管しております漁港として処理して行くということになるわけで、ただその場合に指定に當りましては、審議会の意見も聞くわけでございますが、都道府県知事の意見も聞くわけでございます、従つて都道府県知事は、若し必要がありまするならば下級の市町村或いは協同組合とい

つたようなものにも当然意見を聞かれるものとして、そこで具体的に例へば加茂の港といたしますならば、加茂の港の主たる目的はまあ一応漁業であると考えられる。従つて加茂港自体を漁港として指定すべきか、或いは極く一部に一般港湾として存置すべき区域を残すかという問題は、そこで検討されると思う。そういう条件に基きまして、運輸大臣に更に協議をいたしまして、漁港の指定、つまり区域も決まつて来るわけで、建前といたしまして漁港に決まつたものについては農林大臣の所管として処理される、こういうことになつております。

○委員(木下辰雄君) 外に御質問がなければ、私からちよつとお尋ねいたしますが、船溜は第一種の方に入りますか、入りますか。

○説明員(林眞治君) 船溜という言葉は従前から相當古くございまして、相當耳に馴れておるわけでございますが、私共といたしましては、これは的確な定義を持つておるわけではないのでございまして、漁業の根拠地であるものはすべて漁港になるわけなんであるが、ただ予算上古く船溜という言葉が予算に使われましたので残つておる。従つてこの法律を考えます前から、すでに予算面におきましては漁港という言葉で統一しております。従いまして、この法案には全然そういうことは出ておりません。内容的に申上げるとは、いづゆる第一種漁港として指定されるものは「船溜」という言葉に相當するものが殆んど入つて来るという結果になると思ひます。

○委員(木下辰雄君) それでは今後農林省からも、公的に「船溜」という言葉は消えるわけでございますか。

○説明員(林眞治君) さようでございます。

○尾形六郎兵衛君 只今の委員長からの質問で、私ははつきりしたんだが、さつき私が質問するまでは、まだ「船溜」という言葉を存置するんだ、こう思つて質問しておつたのですが、今までの「船溜」という言葉は、この法律案ができれば第一種に扱つて消えるわけですか。

○説明員(林眞治君) そういうわけでは、例へばどんなことなんですか。

○説明員(林眞治君) 第四種は主として漁業の前進根拠地、或いは漁船の避難をかねました辺陲の地、或いは離島におきます問題であります。例へば長崎県の五島の最南端に當ります男女群島でございまして。或いは鹿児島県の最南端に當ります口之永良部島、或いは屋久島乃至は奄岐、対馬島或いは沖の島、そういうたつた辺陲の地におきますもの、こういうような問題を取上げております。

○委員(木下辰雄君) それでは第三章に移ります。

○衆議院議員(川村善八郎君) 第三章は漁港の審議会のすべてを規定しております。第七條から第十六條まで成つております。設置及び権限、組織、委員の任命、委員の任期、委員の退職委員の罷免、決議方法及び調査等、公聴会委員の実費弁償、委任規定、かよになつております。總括的に御説明申上げますと、大体先程も申上げたように、漁港の整備計画を立てて

それを実行に移して行くまでに、中央に漁港審議会を設けようということを大体これに規定いたしました。国会が最終決定でありますけれども、委員を任命する場合には「内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。」という事になつております。その委員を任命するに當りましては「漁港の整備について、充分に知識と経験を有する者、漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者、漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者、漁業に關し、充分な知識と経験を有する者」の中から、大体八人を任命するということと相成つております。残る一人は「水産庁長官を充てて充てる。」そしてその審議会の監督というものは大体「農林大臣の監督に属する。」かよになつております。この漁港の審議会は、漁港に關する事項について行政官庁に意見を提出し、漁港審議会は常にそれがために中央漁業調整審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならぬということにして、つまり漁港法と漁業法との関連におきまして、漁業全体を目標に考へまして、審議会がすべて漁港に關する事項を審議して、そして必要事項は關係行政官庁に意見を提出するということにしたのであります。任期は大體三年とする。そしてそのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年といひまして、一回に選出しないで審議に休職のある者を残して段々にいろいろに委員を補充して行くといひます。か、変えて行くといふような制度にしたのであります。委員の退職の場合には委員は「第九條第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは

当然退職するものとする」これは選ばれても当然の退職である、こういうふうになつておるのであります。委員の罷免の場合には「内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。」かよになつております。内閣総理大臣は、前項の規定により委員の罷免については、両議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴問において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。」といふふうになつてしまつて、つまりただ罷免をされるのではなくて、やはりそれ／＼の相當の公に意見を公開して弁明し、そしてそれが實際にこの人を罷免をしなければならぬという場合でなければ罷免することができない、かよに規定したのであります。それから議決及び調査につきましては、第十三條に規定してあります。

「漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。」といふこととしたことと、それから第二項といたしまして「漁港審議会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。」といふようにいたしましたのであります。第三項は、「漁港審議会は、公務所、漁港關係者若しくはその組織する団体その他の關係者に對し、審議のために必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は關係人の出頭を求めてその意見を徴す

それを実行に移して行くまでに、中央に漁港審議会を設けようということを大体これに規定いたしました。国会が最終決定でありますけれども、委員を任命する場合には「内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。」という事になつております。その委員を任命するに當りましては「漁港の整備について、充分に知識と経験を有する者、漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者、漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者、漁業に關し、充分な知識と経験を有する者」の中から、大体八人を任命するということと相成つております。残る一人は「水産庁長官を充てて充てる。」そしてその審議会の監督というものは大体「農林大臣の監督に属する。」かよになつております。この漁港の審議会は、漁港に關する事項について行政官庁に意見を提出し、漁港審議会は常にそれがために中央漁業調整審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならぬということにして、つまり漁港法と漁業法との関連におきまして、漁業全体を目標に考へまして、審議会がすべて漁港に關する事項を審議して、そして必要事項は關係行政官庁に意見を提出するということにしたのであります。任期は大體三年とする。そしてそのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年といひまして、一回に選出しないで審議に休職のある者を残して段々にいろいろに委員を補充して行くといひます。か、変えて行くといふような制度にしたのであります。委員の退職の場合には委員は「第九條第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは

ることが出来る。」即ち審議会はいろいろな報告とか、資料の提出を求めてこれによつて審議をいたしまして、そして適正な方法をとつて議決をして行く。第四には、「漁港審議会」は、審議のために必要であると認める場合には公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要なる調査を嘱託することが出来る。これは「必要がある」と認める場合には「と、非常に漠としておりますが、いろいろな場合で漁港審議会と雖も必要を生ずることがあると思ひますので、こゝへ一項を入れたのであります。第五項といたしまして、「第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することが出来る。」当然そうした要求によつて出頭した者に対して、旅費とか、手当を支給するような制度を設けたわけでありませう。

第十四條には「漁港審議会は、第十七條第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要がある」と認めるときは、公聴会を開くことが出来る。こゝうしたような重大な問題、その他いろいろありましようけれども、とにかく漁港審議会としては重大なる問題として取上げておる場合に公聴会を開くことが出来る。「又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。」こゝういふ規定を定めたのであります。利害関係というものは、相当のこれは広い意味になると思ひますが、仮りに一例を申上げますと、市町村が今まで漁港の管理をしておるとか、或いは修築をしておるといふ場合におい

て、これを都道府県が修築、つまり漁港の管理首になつて修築するといふ場合もありましよう。それから又船溜といつたようなものを、更にこれはもう少し漁業首のみでなく、広い意味において第二種或いは三種漁港にしようといつたような場合もありましよう。こゝうしたような利害関係ができた場合に、その請求があつたときには公聴会を開いて決定しなければならぬ、かゝるに規定したわけでありませう。それから第十五條には、委員に実費弁償を與えるといふことにしたのであります。それから第十六條は委任規定であります。第十六條「この法律に定めらるものの外、漁港審議会の運営に關する事項は、漁港審議会が定める。こゝういふふうにして委任する場合、いろいろな運営に關してもありましよう、その他いろいろな事項でありましようが、委任の規定を置くことにいたしましたのであります。

委員長(木下辰雄君) 第三章について御質問がありましたら、お願いいたします。○尾形六郎兵衛君 この漁港審議会の委員任命に當つて、実はここに今配付されました漁港法案中間問題の件というのを見ましても、掲げておりますが、どうも余りに大げさではないか。任命に當つて内閣総理大臣が両院の同意を得て任命するといふことは、ここに掲げてある通りに、例えば國家公安委員会、或いは最近では、私もこの間まで電通政務次官をしておつたが、電波監理委員会の委員、こゝういふものならこれでもいいけれども、農林大臣の権限内に属する漁港審議会の委員を、このよう

な任命するといふことは、非常な大げさな話であるが、これは法律案を作られた議院の水産委員の方がお考えになつたのか、或いは関係方面からのサゼッションでもあつて作られたのか、その点はつきりしたことを伺いたい。○衆議院議員(川村善八郎君) 只今御質問の件は、これは我々委員会にもいろいろ意見がありまして、それから関係方面にお伺ひしたときには、これを公選にしたかどうかといふ意見もあつたのであります。私がその公選にしたらいふという関係方面の意見に對しまして、僅か八人の委員を選挙するに、全國でこれを選挙するといふ場合は、實際上私は不可能だと思ふ。で例をとりますと、これは私説明をしたのですが、裁判官の任命に十人の人を挙げられて、そのうちの中から選挙しろと、我々はこの言われましかつたけれども、實際には上らなかつた。恐らく國民の全体というものは、その選挙は一体分らずに選挙したものだと思ふ。と同様に、全國から八人の委員を選ぶといふことは、實際に人を得るやうなことはなつてゐるけれども、實際問題としては人を得ないのではなかつたか。そこでこの法案全体を我々が眺めた時分に、最終の決定権といふものは國會が持つておるのだ、そこで任命する總理大臣は、いわゆる兩院の承認を得なければならぬことにすればいいのではないか。その理由として、國會議員は、國民多數の、いわゆる選挙によつて出て來てゐるものであつて、言換へれば、國民大衆の要望を担つて來てゐるものであるから、國民全体の代表である、その代表によつて結成されておるところの兩院の承認を得なければ

ならないといふことになつておるから、總理大臣が兩院の承認を得て任命するといふことにすれば、大体先程言われたように、國民の全体が選んだと同様になるのじやないかといふふうな話をしましたところが、それではこれをもう一度認めて、最初の案といふものはいわゆる公選するといふやうな考え方があつたのでありますけれども、我々の考え方も公選だとすると、これは容易でない、又漁民から選ぶと、こゝうやりましても事實上全國から公選をするといふやうなことも、これも容易でありませぬので、関係方面の意見と、それから委員會の意見との中間を行つた。そうしてここにたとえて見れば人事院とか或いは、公正取引委員とか、或いは外國為替委員、或いは國家公安委員といふやうなものは大体執行機關であるけれども、これは單なる諮問機關でなく強力に実行させることゝの諮問機關である以上は、やはり最終決定をするところの國會の承認を得て任命させた方がいふのじやないか、こゝういふ考えでこゝうした法律の内容にいたしましたやうなわけでありませう。

○尾形六郎兵衛君 非常に詳しく説明して貰つて、まあ分りましたが、それが民主的な選び方だと思ふが、何しろ感じとしては、やはり非常に大げさだといふ感じがするのです、これくらゐなことならば、或いは農林大臣が任命するだけでもよくはないか、併しこゝういふやうなことは、いわゆる今の民主的でないといふことになるので、こゝういふ項を加えたのじやないかと思ふのですが、まあ一通りの今の川村さんのお話を聞くと、筋は通つておるが、感じとしては何となく大げさだ、何か

もう少し外に代る方法がないかといふ感じがします。○衆議院議員(川村善八郎君) 実は初めの案は、農林大臣に任免権があるといふ案だつたのです。ところが先程御説明申上げた関係方面から來た意向の中に農林大臣の権限が過大過ぎるといふことを言われたのと、それから全國の公選にしようといつたやうなこと、これはどちらか片一方は余り権限が過大過ぎる、片一方は全國的に公選にしようといふに離れ過ぎてゐる。ですからこの法案の内容に盛られたやうに中間を行くやうに、私が相談をして、かゝるにやはり原案といふものを修正して作られたやうな次第であります。

○尾形六郎兵衛君 この委員會がです、第十五條には「委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を」云々とありますが、つまり年報酬といふやうなものは、この委員は貰はないことになつておりますか。○衆議院議員(川村善八郎君) 実は重要な役割を持たして、年報酬といふたことを考えなければならぬのであります、これは実は大蔵省との関係で予算關係が問題になつたのです。それはこの法案を制定することによつて、いわゆる水産庁の内部の機構の改革によつて、大幅に人員を増加することができないかどうかといふことと、それから委員會その他いろいろ設置することに對して、予算關係について實際に多大な予算が増額されないかどうかといふ問題で、非常に大蔵當局では神経を尖らしたのであります。そこで先づ目的といふものは漁港の整備を一日も早くして、修築の完壁を期して目的

を達成しなければならぬということかを考えまして、今予算を余りに増額するということによつて、大蔵省の反対があつたために、この法案の制定が遅れたということになりますれば、非常にこれは大きな問題になりますから、そこでまあ一応実費弁償だけ與えたりということにして、國家財政が許したならば、追々にやはり重要部にあるだけの報酬も與えなければならぬのじやないかといつたことも十分我々考へて見たのです。ただ、予算が膨大に膨脹するということになると、まあちよつと大蔵省も反対されると言つた空氣も大體ありましたので、実はこれでこのよつた法案になつたということでは、はつきり言えるのであります。

○尾形六郎兵衛君 今川村さんからのお話で段々内容が分つて来たのですが、まあ仮に一人三十万円としても、八人とすれば二百四十万円、何か会合その他を併せれば直ぐ三百万円というような経費が出るわけです。一層大蔵当局との關係もあつて、現在は実費等を拂うことにしてあるが、將來はやはりこの委員には年報酬というようなものを作るような方針だということは分りますね。

○衆議院議員(川村善八郎君) 大體我々はそういうふうな考へで進んでおります。

○尾形六郎兵衛君 現在は兼職の問題はどうですか。外の職と兼職することはい……

○衆議院議員(川村善八郎君) そこで兼職の問題でも実は關係方面では強い、つまり反対の意思を表示したのであります。というのは、特に中央に設けるこの漁港の審議会には、國會議員

が兼任することができないという規定を入れると、こういうことも折衝の過程において強く我々に要望したのであります。そこで私はそれに対しまして、若しこの國會議員中に漁港に対する技術も十分にあり、知識も経験もあり、又漁業者としても立派な経験と知識もあり、どの角度から見ても立派な議員があるとしたならば、むしろ喜んでそういう人を委員とすべきじやないか。然るに關係方面の意見は、國會議員であるが故に、ものを政治的にのみ解決悪用する。という考へであるとするならば、私はこれは改めて貰ふなければならぬじやない。我々は少くとも國民の大多數の投票を得て来たのであるから、我々はそうしたような政治ボスというふうなことの考へは絶対にないのだ。であるから、そうした條項は入れなくとも、國會が承認しなければ兼職ができないと國會法に挙げられてあるから、私はこの法律は謳う必要はないのじやないか、却て謳うことによつてこの法案を作つた趣旨からいつて、マイナスになるのじやないかといふことを随分議論したわけです。そうしたら向う梯では、國會法にあるならば謳わないで兼職してもよい。やはり國會の承認があれば兼職してもいいというふうに認められて来たわけであり

ます。

○委員長(木下辰雄君) もう御質問ありませんか。御質問がなければ、第四章に移ります。第四章は相當長いのですからして、大綱のみをお願いいたします。

○衆議院議員(川村善八郎君) 第四章は御承知の通り漁港修築の事業に関する規定でありまして、相當長くなつております。第十七條から第二十四條ま

でになつておりまして、漁港整備計画施行者の費用の負担及び補助、漁港修築事業の施行の許可に係る權利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託、漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止、施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消、土地、水面の使用及び收用、これらの点において詳細に規定しておるのであります。そこで大綱を御説明申し上げますと第十七條に「農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経なければならぬ。もし、農林大臣が、漁港審議会の意見を採用することができないときは、その定めた漁港の整備計画に当該漁港審議会の意見を添へて内閣に提出しなければならぬ。」これが重点となつて、第十七條に三項目に亘つて詳しく盛り込んでおるものであります。そこでこの問題につきましても、実は我

は農林大臣は漁港審議会の意見を、その意見を尊重して漁港の整備計画を定めるといふふうに考へたのであります。が、關係方面の非常に強い意見もありましたので、漁港審議会の意見を採用し、閣議が定めたものはいわゆるこれを國會の承認を受けて、國會の承認したものに對しては三項にありますが、前に「國の財政の許す範囲内において、前項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならぬ。」というふうにしたのであります。施行者は先程申し上げましたように、地方の公共団体と水産業協同組合が施行者になることにしたのであります。施行の許可は農林大臣が許可をするというふうにしたし

て、農林大臣は施行の許可をするには予め漁港審議会の議を経て定めた基準によらなければならぬというふうな、農林大臣が勝手にこれは決める、いわゆる許可をするというふうなことがないようにしたのであります。まあ以下ずつと各項に亘つてありますが、その内容の説明は省略して頂きます。それから第二十條は費用の負担であります。費用の負担につきましても、先程説明の中に全部載込みましたから、これも省略させて頂きます。それから第二十一條には、「漁港修築事業の施行の許可に係る權利の譲渡は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」以下二項、三項として謳つてあります。つまり許可に係る權利の譲渡といふので非常にこれは疑問を生ずると思ひますので、一応例をとつて説明申し上げます。と、許可はこの地方公共団体と水産業協同組合が受けるのであります。その場合いゝゆる施行者が別の人に、仮に水産業協同組合が權利をとつたけれども、許可を受けなければならぬといふような場合は、市町村とか、都道府県に權利を譲渡しなければならぬといふようなこともありましようし、いろいろ施設等にもそうしたような場合がある。その中で、第二十一條にそうした二項、三項と定めて規定したやうなわけであり

ます。それから修築計画の変更或いは修築事業の廃止その他については第二十二條に規定してあるやうなわけであり

ます。二十二條の第一項、第二項、それから第二十三條の第二項、第三項にすべて規定してあるのであります。それから土地、水面等の使用及び收用、

これは第二十四條に規定してありますが、この土地の收用についても、これはこの法律では收用については明治三十三年の法律第二十九号によつて收用又は使用することができるといふふうに謳つてあるもので、この法律だけ見ても疑問が非常にありますけれども、第二十四條の第一項に規定してある問題を研究して見れば、よくお分りになると思つております。詳しいことは林課長、並びに法制局の方から説明することになります。

○委員長(木下辰雄君) 第四章について御質問がありましたら……御質問がなければ、私から質問いたしますが、第一種漁港から第四種漁港までの間に、國が補助する額が決まつておりますが、その額の以外のものは、地方公共団体と、それから地元の団体とが分担することになつておると思ひます。ところが往々にして區が、例えば百分の五十を出す。あと百分の五十を地方の公共団体が非常に少く出して、地元が多額の負担をかけるというやうな今までの実例もありません。又地方公共団体が割合に余分に持つて、地元の負担を軽くさせるというやうな実例もあるやうであります。少くとも私共は、地方公共団体が残りの半分以上は持つというやうな何かの方法を講じたいと思ひますが、これに對して農林當局の考へを伺いたいと思ひます。

○説明員(林眞治君) 國費で負担なり或いは補助をいたします以外の事業費の負担の關係でございしますが、これはこの法律には勿論國の負担の或いは補助の率だけが制定されておりました。その他の部分につきましては何ら触れてないわけで、これを強制いたします

ることは、いろいろ関係各省各庁と協
議をいたしたのでございますが、すべ
て地方財政法の建前からいたしまして
も、強制することは、只今のところ面
白くない事態になつておるわけござ
います。尚又この法律によりまして、
漁港修築ならぬ漁港修築事業の施行者
が決まるわけでございます。従つて原
則といたしましては、国が負担なり或
いは補助なりいたします以外は、施
行者がこれを賄つて事業の遂行に努む
べきものであらうということになると
思います。そういったしまして、そこに
受益者負担という問題が別に起つて来
る。従いまして港の種類によつて来
ると思ひますが、都道府県等の高級地
方公共団体が相当実質的に負担して参
るようになり成るべくいたしたいと我々
考へておりますが、これを強制する
ことは、只今のところいろいろ困難な
事情がある、こういう実情でございま
す。

○衆議院議員(川村善八郎君) 実はこ
の国の負担について、非常な我々も議
論がありましたことは、先程私大綱を
説明する際にも申し上げましたが、只今
委員長の御質疑になつた点について、
衆議院の水産委員会でも実は問題にな
つたのであります。というのは仮に今
四割が国の負担になるといふと、六割
を地方の受益者並びに地方の都道府県
が負担しなければならぬのだが、実際
にそういう場合においては、漁民の今
日の経済状態から言つて、三割の負担
をするといふことは今までも容易でな
いのだ。従つて国庫負担はもう少し殖
さなければならぬが、地方のいわゆる
公共団体も相当に負担の増額をして貰
わなければならぬから、この問題を

何とかできないかということでありま
したので、これらについても実は関係
方面との折衝の場合にお話したのであ
ります。で、私はどこまでも国庫負
担を八割で、地方公共団体、若しくは
地方負担というものは二割というふう
に主張したので、第二次案というもの
は、かようになつて出たのであります。

それに対して関係方面の意見として、
誠にこれは結構な負担である。併し国
家財政はそれまで許せばいいのである
けれども、恐らく容易でないと思ひか
ら、それは日本の国内のことであるか
ら、よく政府当局と折衝をして、是非
この負担率を獲得するようにしろとい
うふうに、非常な激励をされたのであ
ります。が、実はそれに向つて私は大蔵
当局と折衝いたしましたけれども、如
何ともいたし方なく、第一種、第二種
漁港については、これは従来通りにし
たのであります。それから第三種漁港
につきましては、北海道は従来通りで
あります。内地方面は現在百分の四十
であるものを百分の五十にする。それ
から第四種の漁港につきましては北海
道は従来の百分の八十で、その他の内
地附近では百分の六十であつたものを
百分の七十五又は百分の六十というふ
うに、これは決定したような、つまり
最後に決定したわけでありまして、今
委員長の申されることは、地方の公共
団体もはつきりこの法案で、この国庫
負担をした残額には何%は地方の公共
団体が持つて、何%は受益者が持つて、こ
ういうように規定されれば却つて明確
になるが、そこまで我々国会としては
この法律に明示して、そうして地方の
財政も考えずに押付けるような方法が
いいかどうかというようなことも考え

ましたので、こうしたような案にした
ようなわけでありますから、御了承願
います。

○委員長(木下辰雄君) 大体林課長の
御意見によりまして水産庁の方針も分
りましたので、私の質問はこの程度で
打ち切ります。

○尾形六郎兵衛君 今の地元負担の件
であるが、第一種、第二種の漁港は百
分の四十という、今までと先ず同じ
なんです。それで実は漁港法ができる
というところは漁港を作る上において非
常に有難いものであるけれども、実際
の修築費の負担ということになると、
従来と変つたところがない。この議案
を作られました川村さんのお話を聞き
ますと、非常に努力したというお話を
聞きまして感謝しておりますが、何と
か百分の四十の率を上げないことには
この法案ができたところの有難味が私
は余り感ぜられないのじやないか。殊
に私は自分が海岸に住んでおる關係上
には自分が海岸に住んでおる關係上
実は一昨日も自分の町の当局から負担
金のことでいろいろ困つておる話を聞
いて呉たのであります。何とかこの率
を衆議院、参議院の力で上るようにな
後我々は努力したいと思ひ、川村委
員も努力して貰いたい。尙この際申し
上げて置くが、運輸省でやる港灣の仕
事の方は、国庫の負担がもつと多いの
です。それでさつき申上げた山形県加茂
港のごときも、やはり水産庁でやるよ
うな運輸省でやる方が国庫負担が多い
というところもあるし、何とか国庫負担
の率を第一種、第二種漁港においては
もつと上げるように今後努力して頂き
たい。是非川村さんにもお願いしたい。
尙この際お聞きして置きたいのは、北
海道は今次の場合においても尙且つ特

別扱いをする理由をちよつとお聞きし
て置きたいと思ひます。

○衆議院議員(川村善八郎君) 只今尾
形さんから申されましたことは、誠に
私も同感であります。先程大蔵当局と
の折衝についても申し上げましたから、
重ねて申上げませんが、今運輸省と水
産庁の方の漁港とは率が違ふ今までは
実は違つておつたのであります。今
度は同一にするということになつて、
私は港灣法と脱合して見ましたら、
やはり五十になつてゐる。そこで
第一種、第二種の問題につきましては、
これは四十になつてゐるというこ
は、これは差がありますので、今後出さ
れると予定しておりますものについて
は、私がこれを大蔵主計局長と話合つ
た時分に、必ず同一の率にするとい
う約束がありますので、私も十分努力
しますが、皆さんの御後援を願ひたい、
かように考へております。それから次
に北海道の特殊扱いということにつ
いては、先程御説明の中にも入れました
が私はどこまでも北海道も内地も同
格にするという主張をしたのでありま
したけれども、北海道のごとき特殊な
つまり漁田開発をするという所には、
補助の増額をしるというふうに関係方
面からの意見を強く附加えられました
ので、こういうふうにして北海道と内
地とは差額を付けたのであります。が、
今後北海道と内地は差別待遇を付ける
べきじやないというふうにするべきであ
る。相対的に言いますと、もう少し国
家の負担を大きくするということ、更
に受益者並びに地元都道府県或いは市
町村の負担等についても、この法律で
はつきり謳つてやる、漁業者の負担を
軽くして、一日も早く完全な漁港を造

つて漁民に與える方がよからうとい
うことを考へておりますので、是非努力
したいと思つております。

○委員長(木下辰雄君) 御質問があり
ませんければ、第五章に移ります。

○衆議院議員(川村善八郎君) 第五章
は漁港の維持管理につきまして、第二
十五條から第三十九條まで非常に長く
なつております。これに織込まれてお
ります事項は、漁港管理者の指定、漁
港管理者の職責、それから漁港管理会
の設置及び権限、漁港管理会の組織、
委員の任期、委員の改選の請求と罷免
都に関する特例、決議の方法、委員の実
費、弁償漁港管理計画及び漁港管理規
程の制定及び変更、利用の対価の徴收
土地、水面等の使用及び取用、漁港施
設の処分、制限、漁港施設の利用、漁
港の保全、こうした相当な事項を盛つ
てあるのであります。これを總括的
に、簡単に御説明申し上げたいと思ひま
す。

第二十五條に「漁港の維持、保全及
び運営その他漁港の維持管理の適正を
図るために、農林大臣は、漁港審議會の
議を経て定める基準に従ひ、且つ関係
都道府県知事の意見を徴し、当該漁港
の所在地の地方公共団体又は当該漁港
を地区内に有する水産協同組合を漁港
管理者に指定する。」こうしたような
原則の下にこの漁港の管理者を指定す
ることになつております。そこで指定
されましたところの管理者は管理会を
設置しなければならぬことになつて
おります。但し第一種漁港の管理者は
いわゆる水産協同組合は管理会という
ものを特別に置かなくても、その漁業
協同組合の事業を内容に織込めば、必
らずしも置くということが必要でない

場合は置かなくてもいいということにいたしましたのであります。そこで管理会の組織であります。これは委員制度を以ちまして、委員は大体漁民から七人、それから漁港管理者が任命した者が二人、それから漁港に關して十分知識と経験のある者を所在地の都道府県知事が推薦した者について漁港管理者が任命した者が二人、大体合計十一人で結成することになっております。従つて十一人の中に七人の漁民から互選したところの委員が漁港管理委員に任命されるのでありますから、漁民の意思が十分にこの管理委員会に取上げられるということを考へておるのであります。そこで委員の任期は大体二年として、そうして補欠の場合においては前任者の任期を継承するということになっております。委員の改選と罷免につきましては、漁港関係区域におけるその總数の二分の一以上の連署を以て、その代表者から、当該区域に属するものの中から選挙された委員の改選を請求することができるようになり、又罷免をすることができるようになりましたのであります。この場合においては、ただそれを請求されたからと言つて、それを改選したり或いは罷免をするということなく、どこまでも該当委員の意見も十分徴しなければならぬ。更に、漁港管理委員会といたしましては、公聴会を開いてやる方がいいというところに織込んだようなわけでありまして、決議の方法その他いろいろなことにつきましては、第三十二條に織込んであります。

それから委員の実費弁償につきましては、やはり旅費、手当その他職務上の執行について実費を差上げる。それ

から第三十四條には、漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更をするという制度を設けて、四項に亘つてこれを規定してあるのではありません。それから三十五條には、利用の対価の徴収というものを規定してありますが、この点で漁港の利用者から利用料、使用料、手数料、占用料その他の利用の対価を徴収することができると、こういうふうにしてありますが、誠にこれは利用料というものと使用料というものと手数料というものが、一体どういふふうな區別をするかというところに疑問を持つのであります。これまでの大体觀念として利用という点を申上げますと、普通荷揚場の利用とか、或いはそこに施設した市場の利用といったようなことで、利用するといふふうになつております。それから使用といふことは、敷設した水道だとか、或いは漁船にいろいろな修繕をするとき、船を揚げるとき物の使用料とか、そうしたようなものを使用料と、大体觀念的にそういうふうにして分けてやつておるのであります。これは字句がまずいというふうな場合においては整理してもよろしいと思ひますが、大体今までの觀念から、かように取上げて、やはり相當の利用料なり、使用料なり、手数料なり、或いは一人でそこを占用する場合には占用料等も取ることができるといふふうにしたのであります。それから三十六條には、土地、水面の使用及び収用、これも今後漁港を修築して行きますには、必ず水面等は漁業権等もあることも考へたり、或いは協同組合が専用漁業権として水面を持つておる場合もありましよう。こうしたようなものを使用し

なければならぬ場合もありましようし、他人の土地にかかるといふような場合は収用もしなければならぬといふこともありましようし、或いは施設をした場合にも、それらもやはり使用したり、或いは収用もしたりしなければならぬといふようなこともありましよう。それで三十六條に第一項、第二項、第三項として規定したようなわけでありまして、それから漁港の施設の処分の制限等につきましては、第三十七條に規定したようなわけでありまして、それから漁港施設の利用その他いろいろ施設の利用については第三十八條、それから漁港の保全については第三十九條の第一項から第六項までに詳細に規定してあるようなわけでありましよう。

○委員長(木下辰雄君) 御質問がありましたら、お願いします。

○尾形六郎兵衛君 漁港の管理委員会というものは、その港ごとに置くのでしょうか。

○衆議院議員(川村善八郎君) そうです。各港であります。

○尾形六郎兵衛君 どんな小さいものでも、つまり船溜場でも委員会というものは作るわけですか。

○衆議院議員(川村善八郎君) そこで船溜といふたようなものは、第一種漁港に大体指定されることになると思ひますので、漁業協同組合もいわゆる管理者になることができます。その場合においては、そういう小さい漁業協同組合だけ利用するものに管理委員会というものを特別に置く必要があるかどうか、漁業協同組合が管理して行くのに又漁業協同組合にはそれらの機関或いは機構がありますので、それらに

織込んで行つたらいいんじゃないかといふので、第一種漁港についてはやることである、置かなくてもいいんだといふふうな、規定したわけでありましよう。

○委員長(木下辰雄君) それでは第六章に移ります。

○衆議院議員(川村善八郎君) 第六章は鰹刺であります。四十條から四十四條までに織込んであります。漁港の施設とみなされる施設、それから農林大臣の調査、測量及び検査、運輸大臣の職務の委任、かようになつておりますが、実は、一番ここで疑義を持たれますのは、漁港の施設とみなされる施設、こういうふうなものは、これは何であるかといふたようなことも疑義が生じましよう。それでその例を簡単にとりましようといふと、先きに漁港を大体目標にして重油タンクを造つておつたとか、或いは荷揚げするために棧橋を造つておつたといふような場合もありましよう。その時分に、そこに漁港が施設される場合、或いはその附近に漁港が施設される場合には、やはり漁港の施設としてみなした方がいいんじゃないかといふふうな考へましたので、それをこう第四十條に「農林大臣は、第三條に掲げる施設であつて、漁港の区域内にないものについても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、遅滞なくその旨を当該施設の所有者又は占有者に通知するといふふうなことにいたしましたのであります。要は、みなされる施設が、漁港に、この規則がないといふと、それは漁港の施設とみなされないといふときに、漁民が非常

に不自由を感じるという場合があると思ひますので、やはり鰹刺の四十條にこのことを織込んだわけでありまして、第四十一條には、農林大臣の調査、測量及び検査、これは当然漁港を修築しますの間に問題が起るものでありまして、第四項までに織込んだようなわけでありましよう。それから第四十二條であります。これは第二案の第四十二條といふのは漁港に關する規定を設けたのでありますが、これが港灣法ができると一緒に上程されるという仮定の下に、第二次案に四十二條も織込んで、港灣法といふものに漁港といふものに關する規定を設けたのであります。ところが不幸にして港灣法が今期國會に出なかつたので第四十二條の港灣法の中にあるところの漁港に關するところの規定を全部削除しまして、四十三條がいわゆる四十二條に繰上つて、以下各條項が繰上つたようなわけでありましよう。そこでまた第二案の四十二條のようないふ問題もありましようし、その他運輸上の關係で運輸大臣と協議する場合もありましよう。そうしたようなことを第四十二條に「農林大臣は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八條第一項の認可をし、又は第三十九條第一項の許可をし、又は第三十九條第一項の協議しなければならぬ。」とか、かように言替へたようなわけでありまして、今後港灣法が設置されることになりましたといふと、この漁港法も一部改正をして、港灣の中にある漁港に關する規定もなければならぬと思つておるような次第であります。あとは訴願の問題や何かはこれは説明の省略をいたします。四十四條の農林大臣のこの權限の委任

であります。この法律に定める農林大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長（都の区のある区域においては区長）に行わせることができる。この場合には、第四十一條第二項中「当該官吏」とあるのは「当該吏員」と読み替えるものとする。」というふうにより、農林大臣の権限の委任をすることを規定したのであります。

○委員長（木下辰雄君） 御質問ありませんか。御質問ありませんければ、第七章に移ります。

○衆議院議員（川村善八郎君） 第七章は罰則で、第四十五條から第四十七條になつております。実はこれについてまだ相當な細部に亘つてこの罰則についてはいろいろ我々も考えたのであります。各箇條を挙げて規定したのであります。關係方面から、これはまだ却つてはつきりしておらないじやないかというふうなことを指摘されたのであります。關係方面の考え方は、かようなことをした者には、こういう罰則を設ける。こういうことを違反した者には、こういう罰則を設けるといつて、具体的にこれを誣えと、規定しろと、こうしたような強い意見があつたのであります。かくしますと、却つて動きがとれない場合ができるのじやないかというふうなことを考えましたので、第四十五條、六條、七條に漢として、こうして挙げたのであります。これらにつきましては、皆さんにも必ず異論があると思ひますが、大体、まあ却つて向うの御意見があつたように詳細に規定することがやはり地方に属したものに、却つてそれが隘路となつて動きがとれない場合があると思ひましたので、かように漢然としたものにしたのであります。

以上は大日本法案の全文の解釈の説明であります。その他法案の法的內容については、私よりも法制局の方々が、水産庁の方々がよく研究しておられますから、どうか詳細に御質問を願つて十分にこの案を究めて頂きたいと思ひます。

○委員長（木下辰雄君） これで一応この法案の逐條審議をいたしまして、第一回の質問を終りまして、次回において更に包括的な質問をやりたいと思ひます。今日はこれにて散会いたします。午後四時六分散会

出席者は左の通り

委員長 木下 辰雄君

理事 尾形六郎兵衛君

委員 千田 正君

田中 信儀君

矢野 西雄君

衆議院議員 川村善八郎君

説明員 農林技官 水産庁 港課長 林 眞治君

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁業用麻網代金回収に関する請願（第一六七一号）

二、瀬戸内海漁業の行詰り打開に関する請願（第一七〇九号）

三、漁船保険事業の経営刷新に関する請願（第一七三二号）

四、和歌山県須江漁港船場拡張工

事費等國庫補助に関する請願（第一七四四号）

一、紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の請願（第一七四五号）

二、紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情（第三〇一五号）

第一六七一号 昭和二十五年三月二十二日受理

漁業用麻網代金回収に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町三ノ三麻網同業会館

内 三木龍彦外九名

紹介議員 江熊 哲翁君

漁業用マニラ麻原料に対する輸入補給金は、昭和二十四年度第四半期以降廃止され、同時に政府は、麻網業者に対する輸入原料の拂下げに現金主義を採ることになつたため、これらの業者は、はる大な運搬資金を用意しなければならず、一方水産業者に対する席掛金は最近とくに回収困難となり、このままでは麻網業者の操業は危機にひんし、麻網網の供給に支障を生じ、わが国水産業の維持伸張に重大な影響を及ぼすから、この際麻網網代金回収のため強力なる金融対策を実施せられたとの請願。

第一七〇九号 昭和二十五年三月二十四日受理

瀬戸内海漁業の行詰り打開に関する請願

請願者 香川県議會議長 大久保雅彦

紹介議員 加藤常太郎君

瀬戸内海における漁業は、漁業者の急激な増加と漁獲の結果全くの行詰りの状態となり、ことに同地域の中央に位置する香川県の業者のこうむる影響は

深刻化し、漁業者とその家族の生活は窮乏の極に達しているがこれを打開するためには、遠洋漁業その他海外への出漁による外ないから、これら業者救済のため融資の途を講ずるとともに、漁業振興対策に必要な資材燃料等をすみやかに配給せられたいとの請願。

第一七三二号 昭和二十五年三月二十五日受理

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

請願者 三重県宇治山田市吹上町三五ノ一三重県かつお、まぐろ漁業協同組合三重県かつお、まぐろ漁船保険組合長理事 橋英三郎

紹介議員 阿竹齊次郎君

漁船保険法による漁船保険制度は、創始以來十余年を経て漸次全国に普及したのであるが、期待した初期の実績を上げ得ないばかりでなく漁船保険組合は收支の均衡を失ひなつて今後の運営に暗影を投じている現状であるから、漁船保険事業の振興を図るために、（一）漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金支出、（二）漁業金融制度の確立、（三）漁船保険運営委員会の設置、（四）漁船保険の附加再保険料廃止とならびに漁船保険組合の事業費國庫負担、（五）漁船の遭難救助施設の拡充、強化等の実現を図られたいとの請願。

第一七四四号 昭和二十五年三月二十七日受理

和歌山県須江漁港船場拡張工事費等國庫補助に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡大島

村須江、須江漁業協同組合長 田中芳太郎

紹介議員 矢野 西雄君

和歌山県須江漁港の船場は、わずかに三千五百メートル、しかも高さは一メートルに過ぎない。しかして平穩時とはにかく、港口が南に面している關係上一朝南西の強風に際しては直接波浪が港内に打ち込み、夜間などは如何ともすることができず毎年数隻の犠牲船を出している現状であるから、本港の船場拡張工事を國庫補助事業として実施せられたいとの請願。

第一七四五号 昭和二十五年三月二十七日受理

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の請願

請願者 岡山市二日市町一〇〇岡山県漁業協同組合連合会長 永井 寛治

紹介議員 島村 軍次君

紀伊水道は、和歌山県側の一部を除いて瀬戸内海同様のプランクトン分布状態にあり、内海奥部の魚族は、本水道の漁業調整によつて左右される。しかるに今回漁業法の一部を改正して同水道を瀬戸内海海域より除外する由であるが、もしこれが実現すると、内海漁業者の生活に重大な影響を及ぼさるばかりでなく、瀬戸内海の生産増進と漁民の民主化をはばむことになるから、同水道を瀬戸内海海域より除外することなく、現行法の範圍で適正な調整を図られたいとの請願。

第三〇一五号 昭和二十五年三月二十五日受理

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情

請願者 和歌山県東牟婁郡大島

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情

請願者 和歌山県東牟婁郡大島

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情

請願者 和歌山県東牟婁郡大島

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情

請願者 和歌山県東牟婁郡大島

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情

請願者 和歌山県東牟婁郡大島

紀伊水道を瀬戸内海海域より除外反対の陳情

陳情者 岡山県議會議長 生末 近夫

紀伊水道は、和歌山県側の一部を除いては全く瀬戸内海と同様のフランクton分布状態にあり、また本水道の漁業調整によつて内海奥部の同遊魚が左右される瀬戸内海の重要部分である。しかるに今回漁業法の一部を改正して同水道を瀬戸内海から除外する由であるが、もしこれが実現すると、内海漁業者の生活に重大な影響を興えるばかりでなく、瀬戸内海の生産増額を漁民の民主化をはばむことになるから、このような改正をすることなく、現行法の範囲で適正な調整を図りたいとの陳情。

四月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁港法案（案）（予備審査のため付託は四月五日）

漁港法案

目次

- 第一章 総則（第一條—第四條）
- 第二章 漁港の指定（第五條—第六條）
- 第三章 漁港審議会（第七條—第十六條）
- 第四章 漁港修築事業（第十七條—第二十四條）
- 第五章 漁港の維持管理（第二十五條—第三十九條）
- 第六章 雑則（第四十條—第四十七條）
- 第七章 罰則（第四十五條—第四十七條）
- 附則
- 第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と、民経済の発展とに寄與するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。

（漁港の意義）

第二條 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の綜合体であつて、第五條第一項の規定により指定されたものをいう。

（漁港施設の意義）

第三條 この法律で「漁港施設」とは、左に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

- イ 外かく施設
防波堤、防砂堤、導流堤、水門、こり門及び護岸
- ロ、けい留施設
岸壁、物揚場、けい船、浮き、さん橋、浮き、さん橋及び船揚場

- ハ 水域施設
航路及び泊地
- イ 機能施設
輸送施設
鉄道、軌道、道路、橋りょう及び運河
- ロ 航行補助施設
航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設

- ハ 漁港施設
漁船修理場、漁船機関修理場及び漁具干場
- ニ 漁船用具
漁船用具

ホ 補給施設

- 漁船のための給水及び給油施設
- 荷さばき所、荷処理、保役機械、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
- 漁業用通陸上無線電信、信施設
- 陸上無線電信及び氣象信号所
- 宿泊所、浴場、診療所及び漁船船員ホール

- リ 漁港管理
管理事務所及び監視所
- （漁港修築事業の意義）

第四條 この法律で「漁港修築事業」とは、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて行つた漁港施設の修築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠損の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業をいう。

第二章 漁港の指定

第五條 農林大臣は、漁港審議会の意見を聴き、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行う。

2 農林大臣は、前項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合には、漁港審議会の意見を聴き、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。

3 農林大臣は、第一項の指定又は前項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又は変更しようとするときは、当該漁港の区域について、運輸大臣に協議しなければならない。

4 農林大臣は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二條第一項の規定による河川の区域について、第一項の指定又は第二項の変更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管理する地方行政庁に協議しなければならない。

5 第一項の指定及び第二項の変更又は取消は、告示でする。

（漁港の種類）

第六條 漁港の種類は、左の通りとする。

- 第一種漁港 その利用範囲が地元
- 第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの
- 第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの
- 第四種漁港 離島その他辺陲の地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第三章 漁港審議会

第七條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他漁港に関する重要事項を調査審議するために、漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事項につき、関係行政庁に対し意見を提出することができる。

3 漁港審議会は、常に、中央漁業

調整審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならない。

4 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

（組織）

第八條 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、水産庁長官をもつて充てる。

3 漁港審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

4 会長は、会務を総理する。

5 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

（委員の任命）

第九條 委員は、左に掲げる者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命する。

- 一 漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者
- 二 漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者
- 三 漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者
- 四 漁業に関し、充分な知識と経験を有する者

2 委員の任期が満了し、又欠員を生じた場合において、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。

きる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 漁港審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、そのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年とする。

(委員の退職)

第十一條 委員は、第九條第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは、当然退職するものとする。

(委員の罷免)

第十二條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により委員の罷免について両議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。

(議決方法及び調査等)

第十三條 漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開

き、議決をすることができない。

2 漁港審議会の議事は、出席した委員（会長たる委員を除く。）の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 漁港審議会は、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体その他の関係者若しくは資料の提出を求め、又は関係人の出頭を求めてその意見を徴することができ

る。

4 漁港審議会は、審議のために必要があると認める場合には、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を嘱託することができ

る。

5 第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができ

る。

(公聴会)

第十四條 漁港審議会は、第十七條第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。

(委員の実費弁償)

第十五條 委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(委任規定)

第十六條 この法律に定めるものの

外、漁港審議会の運営に関し必要な事項は、漁港審議会が定める。

第四章 漁港修築事業

(漁港の整備計画)

第十七條 農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経なければならぬ。も

し、農林大臣が、漁港審議会の意見を採択することができないときは、その定めた漁港の整備計画に

当該漁港審議会の意見を添えて内閣に提出しなければならない。

2 内閣は、前項の規定により漁港の整備計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、内閣が決定した漁港の整備計画が漁港審議会の意見と異なるときは、内閣は、漁港審議会の意見を添えて国会に提出しなければならない。

3 内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならない。

(施行者)

第十八條 漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合でなければ、施行することができ

ない。

(施行の許可)

第十九條 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合には、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めた上、農林大臣の許可を受けなければ

ならない。

2 農林大臣は、前項の許可をするについては、あらかじめ漁港審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

3 国が漁港修築事業を施行する場合においては、農林大臣は、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めなければならない。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定める場合においては、その漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。

5 第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができ

る。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

6 前項の規定による立ち入、測量又は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

7 第五項の場合には、当該施行者たるべき者は、遅滞なく、同項の立ち測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(費用の負担及び補助)

第二十條 国が漁港修築事業を施行

する場合に、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各々その定める割合を国において負担する。

区分

第三種漁港

北海道上にあつては百分の六十、その他地域にあつては百分の五十

第四種漁港

北海道上にあつては百分の八十、その他地域にあつては百分の七十五又は百分の六十

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各々その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

区分

第一種漁港

北海道上にあつては百分の六十、その他地域にあつては百分の四十

第二種漁港

北海道上にあつては百分の六十、その他地域にあつては百分の四十

4 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合において、特に必要が

あると認めるときは、国は、前二項に規定するものの外、政令で定める基準に従ひ、予算の範囲内で当該漁港修築事業に要する費用の一部を当該漁港修築事業の施行者に補助することができる。

5 農林大臣は、前條第一項の許可をするについては、第二項又は第三項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これをしなければならぬ。

(漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託)

第二十一條 漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港修築事業の施行者は、農林大臣の許可を受けて、漁港修築事業の施行を委託することができ

る。

3 第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九條第二項の規定を適用する。

(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第二十二條 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合において農林大臣の許可を受けた後でなければ、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止してはならない。

2 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管

理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。但し、急速を要する場合及び輕微な事項である場合には、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に関する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者がする事業の施行が、この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする行政庁の処分違反し、若しくはしゅん功の見込がないと認めるとき、又当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行の許可を取り消すことができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十四條 漁港修築事業の施行者は、第三條第一号の基本施設を修築するために必要がある場合には、必要な土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに関する權利を土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)により、収用又は

使用することができる。

2 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

3 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しななければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

第五章 漁港の維持管理

(漁港管理者の指定)

第二十五條 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従ひ、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合を漁港管理者に指定する。

2 前項の規定により指定された地方公共団体又は水産業協同組合は、正当の事由がない限り、当該指定を拒むことができない。

3 農林大臣は、漁港管理者が、漁港の維持管理を適正に行わず、又

は漁港管理者として適當でないと認める場合には、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。

4 農林大臣は第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするときは、又は前項の規定により漁港管理者の指定を取り消そうとするときは、公聴会を開かなければならない。

5 第一項の指定及び第三項の取消は、告示とする。

(漁港管理者の職責)

第二十六條 漁港管理者は、漁港管理計画及びこれを実施するために必要な漁港管理規程を定め、これに従ひ漁港の維持管理をする責に任ずる。

(漁港管理会の設置及び権限)

第二十七條 漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために、漁港に、漁港管理会を置かなければならない。但し、第一種漁港、水産業協同組合が漁港管理者たる漁港及び農林大臣が漁港審議会の議を経て指定した漁港については、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港管理会を設置したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

3 漁港管理者は、漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

(漁港管理会の組織)

第二十八條 漁港管理会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長又は水産業協同組合の代表者(代表者が数人ある場合には、その数人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者の中から互選せられた者七人

二 漁港に關し充分な知識と經驗を有する者の中から当該漁港の所在地の市町村長が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人(第一種漁港における漁港管理会については一人)

三 漁港に關し充分な知識と經驗を有する者の中から当該漁港の所在地の都道府県知事が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人(第一種漁港における漁港管理会については一人)

四 漁港に關し充分な知識と經驗を有する者の中から農林大臣が推薦した者について、漁港管理者が任命した者一人(第三種漁港及び第四種漁港における漁港管理会に限る。)

五 漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、各市町村又は各都道府県

ごとに前項第一号から第三号までに規定する員数の委員を互選し、又は任命する。

6 農林大臣は、漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合その他特別の事由がある場合には、漁港審議会の議を経て、第四項各号の委員の定数を変更することができる。

7 同一市町村の区域内に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港ごとに漁港関係区域を定めることができる。この場合には、第四項第一号中「市町村の区域」とあるのは「漁港関係区域」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示でする。

9 第四項第一号の委員の選挙に關し必要な事項は、條例で定める。(委員の任期)

第二十九條 漁港管理会の委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の改選の請求と罷免)

第三十條 第二十八條第四項第一号の委員の選挙権を有する者は、條令の定めるところにより、その市町村の区域又は漁港関係区域におけるその総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該区域に属する者の中から選挙された委員の改選を請求することができる。

2 前項の場合には、漁業法(昭和

二十四年法律第二百六十七号)第九十九條第二項から第四項までの規定(委員の解職の請求に關する規定)を準用する。この場合において、同條第二項中「三分の一」とあるのは「二分の一」と読み替えるものとする。

3 漁港管理者は、第二十八條第四項第一号の委員以外の委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重してこれを罷免することができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により委員の罷免について漁港管理会の意見を徴しようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴問において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(都に關する特例)

第三十一條 第二十八條及び前條中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、都の区のある区域においては、「都」又は「都知事」とする。

2 第二十八條第四項第三号の規定は、都の区のある区域にある漁港における漁港管理会については、適用しない。

(議決方法)

第三十二條 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決をすること

ができない。

2 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の実費弁償)

第三十三條 漁港管理会の委員は、漁港管理規程の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けることができる。

(漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四條 漁港管理者が漁港の維持管理をする場合には、漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは制定又は変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港管理計画においては、施行中の漁港修築事業に属するものを除き、左の各号に掲げる事項の基本について、必要な計画を定めなければならない。

一 漁港施設の維持、保全及び運営その他漁港施設の維持管理に關する事項

二 漁港の維持管理のための收支に關する事項

三 前各号に掲げるものの外、漁港の維持管理に關し必要な事項

3 漁港管理計画及び漁港管理規程は、公示しなければならない。

4 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、模範漁港管理計画例及び模範漁港管理規程例を定めることができる。

(利用の対価の徴収)

第三十五條 漁港管理者は漁港の維

持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第三十六條 第二十四條の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2 漁港管理者は、非常災害のため緊急の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。

一 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。

二 土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く)を使用し、又は収用すること。

3 第二十四條第四項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。

(漁港施設の処分の制限)

第三十七條 漁港施設の所有者又は占有者は、農林大臣の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合に、この限りでない。

2 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は当該違反者の負担とする。

る。

(漁港施設の利用)

第三十八條 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

(漁港の保全)

第三十九條 漁港の区域内の水域において、工作物の建設、土砂の採取、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面の一部の占用(公有水面の埋立による場合を除く)をしようとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合に、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の建設、採取、放流、放棄又は占用が漁港修築事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を與えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、同項の規定に違反して建設された工作物の除却その他原状回復を命ずる

ことができる。

4 漁港の区域内における公有水面の埋立については、都道府県知事は、農林大臣の認可を受けなければならない。但し、第一種漁港の区域内の埋立であつて当該漁港の利用を著しく阻害しないものについては、この限りでない。

5 農林大臣は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠損、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物が漁港に及ぼす虞のある危害を防止するために必要な施設をすべきことを命ずることができる。この場合においては、あらかじめ、当該所有者又は占有者の意見を聞かなければならない。

6 第三項の規定による除却その他原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とし、前項の規定による施設に要する費用は、当該所有者又は占有者の負担とする。

第六章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十條 農林大臣は、第三條に掲げる施設であつて、漁港の区域内にないものについても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知する。

(農林大臣の調査、測量及び検査)

第四十一條 農林大臣は、第五條の規定により漁港の区域を定め、又これを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に對し必要な報告若しくは資料の提出を求

め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができ

2 農林大臣は、必要があると認める場合には、漁港修築事業の施行者又は漁港管理者に対し、その事業の施行若しくは職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該官吏に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

4 第一項の場合には、農林大臣は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(運輸大臣に対する協議)

第四十二條 農林大臣は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八條第一項の認可をし、又は第三十九條第一項の許可をし、ようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

(訴願)

第四十三條 この法律若しくはこれに基く命令又は漁港管理規程によつてした行政庁の処分不服のある者は農林大臣に訴願することができる。

2 前項の規定による訴願の提起があつた場合には、農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見

を尊重して裁決をしなければならない。

3 漁港審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して当該訴願の提起者又は代理人に對し公開による聴聞をしなければならない。

(農林大臣の職権の委任)

第四十四條 この法律に定める農林大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(都の区のある区域においては区長)に行わせることができる。この場合には、第四十一條第三項中「当該官吏」とあるのは「当該吏員」と読み替へるものとする。

第七章 罰則

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第五項の場合において農林大臣の許可を受けないで他人の土地又は水面に立ち入つた者

二 第二十四條第二項の場合において、農林大臣の許可を受けないで他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者

三 第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第三十九條第一項の許可を受けないで、同項の建設、採取、放流放棄又は占用をした者

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第二項の許可を受けないで、漁港修築事業の施行を委託した者

二 第二十二條第一項の規定に違反した者

三 第三十八條第一項の認可を受けないで、基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

四 第四十一條第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をした場合において、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、その行為をした者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で、政令で定める。但し、第二十條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行後、漁港管理会が設置されるまでの間は、漁港管理者は第二十七條第三項の規定にかかわらず、その権限を行うことができる。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行うものに対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

第四條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

第七條の六第一項中瀬戸内海連合漁業調整委員会の項の次に次の一項を加える。

漁港審議会(一漁港法(昭和二年法律第 号)の施行に關する事項を調査審議すること。

同條第二項中「漁業法」の下に「漁港審議会については、漁港法」を加える。

4 河川法の一部を次のように改正する。

律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行うものに対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

第四條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

第七條の六第一項中瀬戸内海連合漁業調整委員会の項の次に次の一項を加える。

漁港審議会(一漁港法(昭和二年法律第 号)の施行に關する事項を調査審議すること。

同條第二項中「漁業法」の下に「漁港審議会については、漁港法」を加える。

第二條に次の一項を加える。
漁港法(昭和 年法律第 号)
ニ規定スル漁港ノ区域ニ付キ第一
項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行
政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更
ヲナサムトスルトキハ当該地方行
政庁ハ農林大臣ニ協議スヘシ

昭和二十五年四月二十二日印刷

昭和二十五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所